

福岡県保健所運営協議会条例

昭和29年4月1日福岡県条例第11号

改正 平成6年10月14日条例第24号

改正 平成9年 3月31日条例第17号

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、保健所に保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称には、その置かれた保健所の名称を冠する。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、協議会の運営上必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず任期中であつても委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

第6条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、知事が招集する。

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、審議を行い、又は議決することができない。ただし、緊急の議事があるときはこの限りでない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第9条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 協議会は、会長が必要と認める場合には、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

6 協議会又は部会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会の議を経て、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の改正)

2 付属機関の設置に関する条例(昭和28年福岡県条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過規定)

3 この条例施行の際、現に協議会の委員である者は、この条例施行の日をもってこの条例による委員に任命されたものとみなす。

附 則(平成6年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第17号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。